

JLAC 一般検査名称細則(案)

(1)はじめに

JLAC 一般名称は、JLAC11における構成要素として設定する。JLAC 一般名称は、標準検査名称を基本としているが、一般的な呼び名やシステム運用に配慮した文字数を採用し JLAC 独自の名称とした。

(2)目的

JLAC 一般名称と臨床検査項目コードとリンクさせることで、採番を容易にすること。および、集積データからの検索時の「キーコード」としての利用を目的とした。

(3)標準検査名称作成の基本ルール

- ・名称表示は全角文字で記載し、構成は一般的な“呼び名”を基本とし利用者に馴染みの多い名称とする。
 - ・一般呼称が不明な場合は、検体検査標準名称を参考にする。
 - ・名称に使用する文字数は、全角20文字以内とする。(算用数字を含む)
 - ・特定の材料を指定する場合には、項目名の先頭に記載する。
例)尿蛋白、尿糖、
 - ・定性・半定量・定量の記載は、測定物の後に記付する。
例)尿蛋白定性 尿蛋白定量
 - ・必要に応じて、別名や測定法など補助的な内容を括弧つき()で記付する。
一般呼称+(別名や測定法など補助的な内容)とする。
()内が測定法の場合は、区別が必要な場合のみ使用する。
例)梅毒定量(RPR)または(TP 抗体)
 - ・商標名は使用しない。
例)サイロイドテスト→甲状腺サイログロブリン抗体
 - ・ローマ数字は使用せず、算用数字に置き換える。
例)PIVKA-2
 - ・ギリシャ文字は使用する。(一般呼称として使用されている場合に限る)
 - ・上付き、下付き文字は、使用しない。
 - ・「, 」が入る項目名は、「. 」として記載する。
-
- ・設定は臨床検査項目コード委員会内で行う。